

佐世保市監査委員公表第24号

定期監査に係る措置について

定期監査の結果について措置を講じた旨の通知があったので、佐世保市監査委員監査基準第18条第1項の規定により、別紙のとおり公表します。

農林水産部 分

令和6年9月4日

佐世保市監査委員 宮 崎 祐 輔
佐世保市監査委員 赤 瀬 隆 彦
佐世保市監査委員 井 上 友 子



6 農政第 480 号

令和 6 年 8 月 30 日

佐世保市監査委員 宮崎 祐輔 様
佐世保市監査委員 赤瀬 隆彦 様
佐世保市監査委員 井上 友子 様

佐世保市長

宮島 大典 印



監査結果に対する措置について（通知）

令和 6 年 7 月 11 日付、佐世保市監査委員報告第 6 号で提出された監査結果報告
について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

以 上

佐世保市監査事務局	
令和 6 年 8 月 30 日	
第	号

措置通知書

農林水産部 農政課

報告を受けた事項	措 置 状 況
1. 支出事務 ① 出張命令伺において、次長職の出張については佐世保市事務処理規程第7条第3号で部長等専決事項と規定されているにもかかわらず、部長の命令を受けていないものがあった。 2. 契約事務 ① 農水産物等特産品販路拡大事業支援委託契約において ア 佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第4条第6項で「指名競争入札等において、…契約の目的・内容により業務を委託することのできる名簿登録者又は資格者がいない場合に限り、名簿又は資格者に登録されていない者（以下この項において「登録外業者」という。）を指名することができる。この場合において、業務委託の発注課は、当該登録外業者の指名に関し契約課が行う名簿登録審査と同等の審査を行わなければならない。…」と規定されているにもかかわらず、登録外業者について名簿登録審査と同等の審査を行っていなかった。	規程の認識はあったものの、出張命令伺の決裁時の確認が十分でなかったものです。 今回の指摘を受け、当該出張命令伺については直ちに専決者の修正を行い、令和6年5月15日に部長決裁を受けました。 今後は専決事項について、規程を確認し適正に事務処理を行うよう令和6年6月21日に課内において周知徹底しました。 佐世保市入札参加資格者名簿により、登録状況の確認を行ったものの、確認方法が不十分であったため、登録業者と誤認してしまい、登録外業者の指名に関し名簿登録審査と同等の審査を行っていなかったものです。 今回の指摘を受け、契約先から令和6年7月5日に「登記事項証明書」及び「未納の税額がない証明書」を受領し、登録業者と同等の資格を持つことを確認しました。 今後契約事務を行う場合は、佐世保市入札参加資格者名簿を適切に確認し、登録外業者を指名する場合は名簿登録審査と同等の審査を行うよう、令和6年6月21日に課内において周知徹底しました。

措置通知書

農林水産部 農政課

報告を受けた事項	措 置 状 況
イ 佐世保市財務規則第144条第3号に規定する契約保証金の免除の要件に該当しないにもかかわらず、契約保証金を免除していた。	佐世保市入札参加資格者名簿により、登録状況の確認を行ったものの、確認方法が不十分であったため、登録業者と誤認してしまい、契約保証金の免除の要件に該当しないにもかかわらず、誤って契約保証金を免除していたものです。 今後契約事務を行う場合、財務規則を再確認し、契約保証金について適正に事務処理を行うよう、令和6年6月21日に課内において周知徹底しました。

措置通知書

農林水産部 有害鳥獣対策室

報告を受けた事項	措置状況
1. 収入事務 ① 佐世保市有害鳥獣被害防止対策事業補助金において、佐世保市補助金等交付規則第12条で「…補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。」と規定されているにもかかわらず、補助事業者等に額の確定通知をしていなかった。	規則については認識していたものの、佐世保市有害鳥獣被害防止対策事業に関して、確定通知の処理を失念していたものです。 今回の指摘を受け、補助事業者に対しては、令和6年3月29日付けで確定通知を行うとともに、規則を再確認し、事業毎に「補助事業事務処理確認記録簿」の活用により再発防止に努めるよう令和6年6月19日に職員に対し、周知徹底しました。

措置通知書

農林水産部 卸売市場管理事務所

報告を受けた事項	措置状況
1. 契約事務 ① 青果市場監視装置緊急点検等調整業務委託契約ほかにおいて、佐世保市財務規則第176条ただし書の要件に該当しないにもかかわらず、同条第2号の規定により予定価格を設定していた。	財務規則の誤認識により、50万円を超える業務委託契約であっても参考見積額をもって予定価格とみなせるとして契約事務を行っていたものです。 今回の指摘を受け、契約事務に関する理解を深めるため、令和6年5月14日に管理事務所内で規則を確認しました。 今後契約事務を行う際は、財務規則等の確認をするよう周知徹底しました。

措置通知書

農林水産部 農林整備課

報告を受けた事項	措置状況
1. 収入事務 ① 法定外公共物占用料の徴収において、佐世保市税外諸収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例第2条第1項で「市長は、税外諸収入金を納期限…までに納付しない者に対しては、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、督促状を発していないものがあった。 2. 支出事務 ① 林業開発促進資金貸付において、佐世保市林業開発促進資金貸付規則第6条で「…事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を翌年度の8月末日までに市長に提出しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、関係書類を提出させていなかった。	納付書の誤記載により、相手方への再通知に時間を要したことから督促状の発送が漏れていたものです。 今回の指摘を受け、再発防止のため、記載内容の複数人チェック及び条例の再確認を行い、債権管理マニュアルに基づく適切な事務処理を行うよう、令和6年7月24日に課内において周知徹底しました。 規則の認識不足により、期日までに事業報告書等の関係書類を提出させていなかったものです。 今回の指摘を受け、速やかに相手方へ提出指示し、関係書類を令和6年6月6日に提出させています。 今後は相手方へ関係書類の提出を徹底するように指導を行うとともに、令和6年5月21日に課内においても規則を再確認するよう周知徹底しました。

措置通知書

農林水産部 水産課

報告を受けた事項	措置状況
1. 収入事務 ① 漁港施設目的外使用許可において、佐世保市財務規則第66条の2で「納期限について、法令又は契約若しくは処分定めがないときは、納入及び債権金額を確認した日から20日以内における適宜の納期限を定めるものとする。」と規定されているにもかかわらず、納期限が20日より後の日付になっているものがあった。 2. 財産管理事務 ① 備品において、佐世保市物品会計規則第23条第1項で「物品管理者は、…注意をもって管理しなければならない。」、同条第2項で「物品管理者は、…その用途、使用状況等を随時に点検しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、現品と備品台帳が照合できず適切な管理及び点検をしていないものがあった。	財務規則で規定されている納期限について認識はあったものの、使用期間が令和4年度から令和5年度にまたがった許可であったことから、令和4年度の納期限は適正に処理したものの、令和5年度の納付書を発行する際、年額が定められている使用許可と混同してしまい、納期限を取り違えて設定したものです。 今回の指摘を受け、規則を改めて確認するとともに、納付書発行時に複数人での確認を行うこと、また起案文書に設定根拠等の記載や資料を添付するよう、令和6年6月21日に課内において周知徹底しました。 指摘のあった物品については、取得してからの年数経過により長年使用しておらず、倉庫等に保管してあると誤認識していたため、処分した際に備品台帳から削除していなかったことが判明したものです。 今回の指摘を受け、現物がないことを改めて確認し、令和6年5月30日に備品台帳から削除を行っております。 今後は、物品会計規則に基づき毎年度末時点の物品の点検確認を確実にし、備品に異動等があった場合には、備品台帳の処理漏れがないよう、令和6年6月21日に課内において周知徹底しました。

措置通知書

農林水産部 水産センター

報告を受けた事項	措置状況
1. 財産管理事務 ① 備品において、佐世保市物品会計規則第25条第2項で「…備品台帳は、備品管理システムにより…作成しなければならない」と規定されているにもかかわらず、備品台帳を作成していないものがあった。	備品購入時に物品会計規則や物品会計事務手続書の確認を十分に行っていなかったことにより、備品台帳を作成していなかったものです。 今回の指摘を受け、令和6年5月16日に契約課へ報告し、備品管理システムに登録し、備品台帳を作成しました。 再発防止策として、令和6年5月24日に水産センター内において、再度規則等の確認を行い、適正に事務処理を行うよう、周知徹底しました。